

議案第107号

松阪飯多農業共済事務組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成29年3月31日をもって松阪飯多農業共済事務組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年9月28日 提出

松阪市長 竹上 真人